



## 国民健康保険

**■被保険者証(保険証)の更新**  
 ◇現在の保険証の有効期限は今年までです ◇新しい保険証は今年下旬に加入者全員分を世帯主あてに郵送します ◇窓口受け取りの手続きをした人は、7月21日以降に現在の保険証と印鑑を持参して、受取希望指定先の国民健康保険課216-1228か各支所窓口へ

**■国保税の納税方法変更**  
 ◇国保税が年金から特別徴収(天引き)されている人や、これから特別徴収となる人は、申し出により口座振替に変更できます ◇これから特別徴収となる人には、案内文を送付します ◇詳しくは国民健康保険課216-1230へ

**所得の申告はお済みですか**  
 ◇所得がなかった人や少なかった人などは、申告により保険税や入院時の自己負担額などが減額されるときがあります  
 ◇未申告の人は早めに申告してください  
 ◇控除対象配偶者や扶養親族の人は不要です  
 <国民健康保険課 216-1229>

**■第三者行為による傷病届**  
 ◇交通事故や犬かみなど第三者の行為によってけがをしたときの治療費は加害者が負担するのが原則です ◇国保を使って治療を受けるときは必ず「第三者行為による傷病届」を国保窓口へ提出してください ◇詳しくは国民健康保険課216-1228へ

**■高額療養費の自己負担限度額**  
 ◇同一の月に医療機関に支払った一部負担金(保険診療分)が所得や年齢によって定める限度額を超えたとき、その差額が申請により高額療養費として支給されます ◇必要なもの...保険証、印鑑、病院などの領収書、普通預金通帳 ◇詳しくは国民健康保険課216-1228へ

**■限度額適用認定証などの申請**  
 ◇70歳未満の人、70歳以上75歳未満で市民税非課税世帯の人が入院したとき、限度額適用認定証(市民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証)を窓口へ提示することで、保険内診療分の一医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります(保険税を滞納している世帯の人は、特別な事情があるときを除き、原則として認定証などの交付は受けられません) ◇現在使用中の認定証などの有効期限は今年までです。来月から使用できる認定証などが必要な人は、今月事前申請することができます。事前申請分は、来月中旬に世帯主に郵送します ◇必要なもの...保険証、印鑑 ◇詳しくは国民健康保険課216-1228へ

## 長寿医療制度

**■被保険者証(保険証)の更新**  
 ◇現在の保険証の有効期限は今年までです ◇来月から使用できる新しい保険証は今年下旬に郵送します ◇詳しくは高齢者福祉課216-1268、各支所の福祉課・保健福祉課へ

**■保険料の納付方法変更**  
 ◇今年10月分の特別徴収(年金からのお支払い)を口座振替によるお支払いに変更を希望する人は7月17日までに手続きを済ませてください ◇年金からのお支払いを継続希望される人やこれまでに申出書を提出済みの人は手続きの必要はありません ◇必要なもの...保険証、通帳、通帳印 ◇詳しくは高齢者福祉課 216-1268、各支所の福祉課・保健福祉課へ

**平成21年度後期高齢者医療保険料通知書の送付**  
 今月中旬に送付します。納付方法や保険料額などを確認してください。  
**■普通徴収(納付書か口座振替)**  
 ◇対象 特別徴収以外の人で年度途中で新たに被保険者になる人など  
**■特別徴収(年金からのお支払い)**  
 ◇対象 年額18万円以上の年金受給者(介護保険料との合計額が特別徴収の対象年金額の2分の1の額を超える人を除く)  
 ※7月~9月まで普通徴収で、10月以降に特別徴収に切り替わる人もいます  
 <高齢者福祉課 216-1268>

**■限度額適用・標準負担額減額認定証の申請**  
 ◇市民税非課税世帯の人が入院の際、認定証を医療機関に提示すると医療費や食事代が減額されます ◇現在使用中の認定証の有効期限は今年までです。来月から引き続き認定証が必要な人は申請してください ◇現在、減額認定を受けていない人も新たに申請できます ◇必要なもの...保険証、印鑑、老齢福祉年金証書(受給者のみ) ◇詳しくは高齢者福祉課216-1268、各支所の福祉課・保健福祉課へ

## 申請・お知らせ

**国保税・後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませんか**  
 ◇未納があると来月から使用できる新しい保険証が交付されないことがありますので、必ず納めましょう  
 <国民健康保険課 216-1230>  
 <高齢者福祉課 216-1268>

**今月の納期**  
 ◇後期高齢者医療保険料 第1期  
 ◇国民健康保険税 第2期  
 ◇介護保険料 第2期  
 納期は7月31日まで

**■敬老パス**  
 ◇対象...満70歳以上の人(友愛タクシー券の交付を受けた人は入浴機能のみの敬老パスを交付) ◇満70歳の誕生日の2週間前から交付可(利用は誕生日から) ◇必要なもの...顔写真、印鑑、身分証明書 ※受け取りは本人のみ  
**■すこやか入浴**  
 ◇対象...敬老パスが70歳以上の友愛パス利用者 ◇敬老パス、友愛パスを提示すると100円で入浴可(利用可能回数範囲内)  
 <サンサンコールかごしま 808-3333>

**■民生安定資金の借り入れ**  
 ◇内容...事業に必要な設備資金など  
 ◇対象...市内に住み、原則として市民税が均等割以下の人 ◇申込期限...7月15日 ◇貸付額...1世帯100万円以内 ◇返済期間...6年以内(4カ月の据置期間を含む) ◇利率...年3%以内 ◇連帯保証人...1人(市内に住む別世帯の人) ◇詳しくは地域福祉課216-1244へ

**■重度心身障害者等医療費受給資格証の切り替え**  
 ◇現在使用中の受給資格証(緑色)の有効期限は今年までです ◇今年下旬に新しい受給資格証(黄色)を郵送します ◇身体障害者手帳1級か2級、知能指数35以下(通常、療育手帳A<sub>1</sub>・A<sub>2</sub>・A)の知的障害者、身体障害者手帳3級所持で知能指数36以上50以下(療育手帳B<sub>1</sub>)のいずれかにあてはまる1歳以上の人で、まだ受給資格証の交付を受けていない人は新規登録が必要です ◇詳しくは障害者福祉課216-1273へ

**■「石綿(アスベスト)による健康被害の救済に関する法律」の一部改正**  
 ◇医療費の請求期限が平成24年3月27日まで延長され、平成18年3月27日以降に認定申請することなく死亡した人の遺族にも医療費が支給されます ◇詳しくは環境再生保全機構0120-389-931へ

**今月は愛の血液助け合い運動月間**  
 ◇献血へのご理解とご協力をお願いします  
 <生活衛生課>

## 教室・講座

**■病態別健康教室**  
 ◇内容...コレステロールや脂質異常症の知識や予防法 ◇講師...草野健氏(県厚生連健康管理センター医師)  
 ◇日時...7月21日(火)14時~15時30分  
 ◇場所...西部保健センター ◇受講は無料 ◇申し込み不要 ◇詳しくは西部保健センターへ

**■子宮がん教室**  
 ◇講師...辻隆広氏(鹿児島大学病院医師) ◇日時...7月29日(水)14時~16時 ◇場所...保健所 ◇受講は無料 ◇申し込み不要 ◇詳しくは中央保健センターへ

**■疾病予防教室(肺がん予防)**  
 ◇演題...禁煙のお手伝いします ◇講師...徳留修身中央保健センター所長 ◇日時...7月10日(金)14時~16時 ◇場所...喜入地区保健センター ◇受講は無料 ◇申し込み不要 ◇詳しくは喜入地区保健センターへ

## メンズキッチン・ヤングキッチン

**◇内容** 食生活改善推進員が実施する料理教室  
**◇対象** メンズキッチンは男性、ヤングキッチンは若い人や子どものいる母親(託児つき教室あり)  
 ※日程など詳しくは各問合わせ先へ

内容	場 所	問い合わせ先
メンズキッチン	川上福祉館	246-3833(徳永さん)
	たてばば福祉館	224-2715(小島さん)
	花野福祉館	229-5645(日高さん)
	西伊敷福祉館	220-9791(田淵さん)
	鴨池福祉館	251-3228(淵之上さん)
	田上福祉館	264-6698(下野さん)
	西谷山福祉館	269-6108(島中さん)
	谷山北公民館	265-1747(大重さん)
	星ヶ峯福祉館	265-5133(岩下さん)
	谷山福祉館	268-0707(岩戸さん)
ヤングキッチン	和田福祉館	261-9514(青木さん)
	J A 坂之上	261-9514(青木さん)
	喜入校区公民館	0993-45-1885(松尾さん)
	瀬々校区公民館	0993-47-1709(上田さん)
	川上福祉館	246-3833(徳永さん)
	東部保健センター	247-3458(加藤さん)
	桜島地区保健センター	293-2258(山下さん)
	小松原市民館	267-4703(守山さん)
	東谷山福祉館	269-6738(大山さん)
	桜ヶ丘福祉館	265-6379(三反田さん)

【保健予防課】

## みんなで支える 介護保険制度

**■65歳になった人の介護保険料**  
 65歳になったら、その月分から医療保険とは別に介護保険料納入通知書を送付します。介護保険被保険者証も同封しますのでご確認ください。  
**■介護保険料の口座振替(普通徴収の人)**  
 金融機関の窓口で手続きをすると、申込月の翌月以降の納期から口座振替に変更します。  
**◇必要なもの** 介護保険料納入通知書、通帳、通帳届出印  
**■災害による介護保険料の減免**  
 災害などの特別な事情により、保険料の納付が困難と認められるとき、申請により保険料の減免や徴収猶予を受けることができます。  
**【介護保険課 216-1279】**  
**■高額介護(予防)サービス費の払い戻し**  
 介護サービスを利用して支払った1割の自己負担額が、1カ月の合計で下表の上限額を超えた額(同一世帯に複数の利用者がいるときは世帯全体の負担額が上限を超えた額)が申請により払い戻されます。(福祉用具購入費、住宅改修費、施設入所・入院時の食費や居住費、日常生活費などを除く)  
**◇必要なもの** 介護保険被保険者証、印鑑、老齢福祉年金証書(受給者のみ) 原則として本人名義の通帳

所得区分	1カ月の上限額
・市町村民税課税世帯	世帯 3万7200円
・市町村民税非課税世帯	世帯 2万4600円
・2万4600円の減額により生活保護の被保護者とならない人	個人 2万4600円
・世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が年80万円以下の人	世帯 2万4600円
・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人	個人 1万5000円
・生活保護受給者	世帯 1万5000円
・1万5000円の減額により生活保護被保護者とならない人	個人 1万5000円

【介護保険課 216-1280】